

人事労務通信

社会保険労務士法人 金丸労務管理事務所
 所長 金丸 憲史
 〒880-0014 宮崎市鶴島2丁目13番24号
 TEL (0985)22-6300 FAX (0985)22-6527
<http://www.kanemaru-roumu.jp>

CONTENTS

page	
1	大阪地裁判決 「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令
2	特集 最近の裁判例から必須要件をピックアップ! 定額残業代が有効と判断されるには
4	TOPICS 「マタハラ白書」長時間労働がマタハラの温床
4	備えよう!マイナンバー マイナンバーで何が変わる?
5	すっきりわかる。年金 海外赴任すると年金が減るって本当?
6	人事労務の法律ミニ教室 マイカーで営業活動をしている社員。 黙認してもいい?
7	助成金を活用しましょう 平成27年度「雇用保険制度」の 助成金・給付金の改正一覧
8	もっと会議を有意義に 「なんだかうまくいきそう」な雰囲気会議を始める方法
8	労務ひとこと 平成生まれの退職理由は「キャリア不安」と「残業」

大阪地裁判決

「追い出し部屋」で慰謝料支払い命令

証券会社から子会社に転籍させられた上に、退職を迫る「追い出し部屋」で勤務させられたとして、男性社員(42)が両社に計200万円の慰謝料を求めた訴訟において、大阪地裁は4月24日、「両社が共同で退職に追い込むための嫌がらせで違法」と判断し、両社に150万円の支払いを命じました。

* * * * *

男性は証券会社から子会社に転籍した平成24年から4ヵ月間、一人きりで別室勤務をさせられていました。男性のパソコンは他の部員と情報を共有できず、歓迎会や忘年会にも呼ばれない状態でした。また、転籍前も含め約1年間、新規顧客開拓の飛び込み営業に専念させられていました。

子会社側は「新規開拓に専念し、空

室を有効活用するため」と主張しましたが、裁判官は「飛び込みで契約に至るのは困難で、隔離に意義があるのか疑わしい」と退けました。親会社である証券会社についても「男性の業務内容の報告を受けていた」と指摘し、「態様は悪質で、一時は退職を考えるなど男性の受けた精神的損害は小さくない」と判断しました。

追い出し部屋はパワハラ?

平成24年ごろから、大企業の「追い出し部屋」が報道などで大きく取り上げられ世間の注目を集めました。単純労働をさせたり、業務を制限するなどの手法に対して「違法な退職勧奨(退職強要)」であるとした裁判例もあります。

今回のケースでは男性が退職してい

なかったため精神的損害に対する慰謝料という形になりました。

厚生労働省では、パワハラについて表のような類型を示しています。「追い出し部屋」でおこなわれていたことは、パワハラの種類と重なる部分も多いと言えます。

<パワハラの種類>

身体的な攻撃	胸ぐらをつかむ、頭をこぶくなど
精神的な攻撃	皆の前で大声で叱責、同僚の前で無能扱いなど
人間関係からの切り離し	部署の食事会に誘われないなど
過大な要求	一人では無理だとわかっている仕事を一人でやらせるなど
過小な要求	営業なのに倉庫整理を必要以上に強要するなど
個の侵害	プライベートなことをしつこく聞く、個人の宗教を否定するなど